

平成26年10月
警察庁交通局

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成26年8月22日から同年9月20日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行ったところ、2件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

- 1 意見を募集した命令等の題名
道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成26年10月8日内閣府令第65号）
- 2 命令等の案を公示した日
平成26年8月22日
- 3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方
頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。
頂いた御意見については、要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。
- 4 頂いた御意見の総数及びその内訳
頂いた御意見の総数 2件
(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	2件
電子メール	0件
F A X	0件
郵送	0件

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

本内閣府令案に対して、同案に賛成する旨の御意見のほか、

- 夜間時における見え方について、反射材だけではいささか視認不足になる場合もあるため、反射材に加えて点滅部も追加すれば効果的ではないかという御意見がありました。

今回の改正案は、停止表示器材の国際的な基準を定めた「停止表示器材に係る協定規則」の改訂を受け、新たな素材の停止表示器材の使用を可能にするために必要な規定の整備を行うものです。

視認性の基準については、道路交通法施行規則第9条の17第1号ロにおいて、「夜間200メートルの距離から前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から容易に確認できるものであること」が定められており、今回新たに使用可能となる新たな素材の停止表示器材も含め、視認性が確保されたものとなるよう既に措置されているところです。